

令和２年度第３回福島市農山漁村再生可能エネルギー法協議会議事録（概要版）

- １．日 時 令和２年８月２１日（金）９：００～１２：００
- ２．場 所 福島市役所 松川支所「大会議室」
- ３．出席者 委員１３名、オブザーバー２名、市（事務局含む）８名
- ４．次 第 別紙のとおり
- ５．内容趣旨

- １ 開会

- ２ 現地視察（９：３０～１１：１５）

事業者より事業概要等について説明を受け現地視察を行った。

視察場所 （仮称）松川水原太陽光第１・２発電所予定地

[水原字はるご平地内（第２発電所予定地）]



[水原字扇平地内（第１発電所予定地）]



[水原字はるご平地内（第2発電所予定地）]



[水原字はるご平地内（第1発電所予定地）]



3 意見交換（11：30～12：00）

〔会 長〕

現地に行き、状況がよくわかったと思う。その上で、新たな疑問や確認したいことを中心に審議いただき、時間が余れば資料の追加説明に移る。まずは今日の視察について積極的にご発言いただければと思う。

〔委 員〕

50cm以内という表土掘削について、事業地内に調整池を当初は23～24か所としていたが、今回また変わった。市河川課との協議の結果とのことだが、表土の掘削土量によって土砂災害、土砂の流出はまったく変わってくるはず。掘削表土について、どのようにして50cm以下と示したのか現地を見て疑問に思ったので、事業者の説明いただければと思う。

〔事業者〕

平均50cmと前回申し上げた数字は、前回時点での切土盛土を全体の面積で割り、目安的に示した数字で、現在はこの数字ではない。現状の切り盛りがどのように生まれたか、市河川課との協議の結果、最新の調整池をどのように導いたのか、我々の協力企業より説明する。

〔事業者〕

※資料（非公開）を用いて説明。

○前回協議会までは、40万 m^3 で切土が40万で盛土が40万という計画だった。

○23個の調整池の計画を合わせると、30万～40万 m^3 の土が余るため、市河川課と協議し、調整池の数と造成面の切り盛りの数量を減らし土量を減らせないか調整してきたが、盛土する箇所がごくわずかであるため、基本的に造成面の切り盛りはあまりしない計画で進めたい。

○谷の部分が少なく、調整池の設置が掘り込み式になり難いため、土のバランスをとる計画にすべく7基という計画で進めている。

○資料の最初の4ページは概略説明。

○添付書類1は市河川課と協議し調整している内容。調整池は流末河川に影響されるため、調査内容と調節容量も添付。

○添付書類2は調整池の詳細な図面関係。

○添付書類3は土砂流出に対して地形がどのような状況であるのか、十字に切った断面図を添付。

○添付書類4は用悪水路の用途廃止に関するもの。水路は切替えになっている。

○調整池域外の流域が約60haあるが、50年確率で調整池を設計し排水する計画で市河川課と話している。

○防災に関しては、災害マップで指定区域にはなっていないが、開発エリア内で30°以上で傾斜長が50m程になると相当危険な箇所と認識しており、そこは対応したい。

○土砂崩れは土が水を含むことで発生する可能性が高いため、なるべく水をまわさないよう対処していきたい。

○盛土の法尻は蛇籠等で崩壊を防ぐ。一般的に開発行為で決められたものは厳守していきたい。

○基本的に調整池の流域内で切り盛りは発生させずにしたいが、土砂流出を防ぐための柵や、下流側には土嚢等を置き流出を防止していきたい。

〔委員〕

表土掘削は50cm目安と言っていたが、調整池の掘った土を盛土に利用した方が良いのではないかと現地を見て感じた。あまり傾斜がないので、調整池の土を盛土にした方が良いと感じた。

〔副会長〕

今日見たところ、地すべり地の特徴をすべて兼ね備えており、ほぼ間違いなく地すべり地だろうと思う。ただ、いわゆる報道等が出る地すべりとは少し違い、長い時間をかけゆっくり移動している地すべり。少しバランスを崩すと周囲で災害が発生することもあるかと思うが、できるだけバランスを保つ分には、管理をしていただくという観点からすると非常に良いことだと思う。切り盛りの話も、調整池や盛土の場所によっては、バランスを崩す可能性もあり得るので、もし触るところがあれば、慎重にさせていただくなり、施工の順序を気遣っていただくなり、そこをアドバイスしていきたいと思う。

〔農業委員会事務局長〕

事業者へ2点話がある。1点目は、農業委員等に対する現地案内と現場の説明について、9月28日から10月16日の中で設定していただければと思う。2点目。農地転用許可の基準に周辺農地の営農への支障や、土砂流出崩壊その他災害発生可能性がある。農業委員の方々がその基準に対する回答を求めており、農業委員会総会、農業委員会の地区の協議会での説明が必要になるため、あらかじめ資料作成の準備を願う。委員の最大の関心は土砂災害や水害への対応のため、事業計画地の図面や地図をベースにした対応策がわかる資料を作成していただき、説明はデータに基づき簡易平明にお願いしたい。

〔事業者〕

資料については、現地調査等に合わせて準備するという形で良いか。

〔農業委員会事務局長〕

資料の作成は、同じタイミングでなくても結構。

〔事業者〕

農業委員会の現地案内は、非農地証明時の案内のイメージだろうと思うが、地区協議会、農業委員会の集まりの中で、資料に基づいて事前に説明することはないのか。現地案内だけか。

〔農業委員会事務局長〕

現場での説明後に区域協議会、総会での説明という流れを想定している。その流れが一番効率的だと考える。

〔事業者〕

今のお話は農振解除の手続きのことか。この協議会関連の手続きの一環ということか。

〔農業委員会事務局長〕

前回協議会でも申し上げたが、再エネ協議会と農業委員会との関係について、設備整備計画の認定によりみなし農地転用がなされる。設備整備計画の認定に際し、市は県知事の同意を得なければならない。同意の際、県知事が農業委員会に意見を聴くことになる。それを踏まえ、今の再エネ協議会の議論の過程から、事業内容等について農業委員の方々に説明し、ご理解いただくと一番効率的に進むと考えるので、お願い申し上げている。

〔会 長〕

事業者にとっては、同じ資料で説明するというのは手間が多くなるかもしれないが、再エネ法協議会の役割と農業委員会の役割を踏まえたということなので、要望にお応えいただきたい。